

改正

平成19年3月30日公安委員会規則第7号
平成20年11月28日公安委員会規則第15号
平成22年3月31日公安委員会規則第4号
平成23年2月15日公安委員会規則第2号
平成24年3月30日公安委員会規則第7号
平成26年3月11日公安委員会規則第1号
平成27年10月2日公安委員会規則第11号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び岩手県警察本部長（以下「本部長」という。）が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)

第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 条例第9条第1項に規定する委託の有無
- (4) 指定管理者による実施の有無
- (5) 他の法令等による開示、訂正又は利用停止の制度の有無
- (6) 個人情報が記録されている主な公文書の名称
- (7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の収集の有無

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第11条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の連絡先
- (2) 開示の実施の方法
- (3) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別
- (4) 死者に関する個人情報について、当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族（以下「遺族」という。）が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに開示請求をする者の死者との関係

2 条例第11条第1項の書面は、個人情報開示請求書（様式第1号）によらなければならない。

(本人等であることの証明に必要な書類)

第4条 条例第11条第2項（条例第26条第3項、第34条第2項、第42条第2項及び第44条第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその代理人若しくは遺族であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求をし、又は申出をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として別に定めるもの
- (2) 代理人が請求をし、又は申出をする場合 当該代理人に係る前号に定める書類並びに法定代理人にあつては戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として別に定めるもの、本人の委任による代理人にあつては本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑証明書（請求又は申出をする日の前3か月以内に作成されたものに限

る。)が添付されているものに限る。)

(3) 遺族が請求をし、又は申出をする場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類として別に定めるもの

2 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を開示請求先が公安委員会の場合にあつては公安委員会に、本部長の場合にあつては本部長(条例第19条第1項の規定による通知があつた場合にあつては、移送を受けた実施機関)に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)

第5条 条例第16条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
- (2) 開示を実施する場所
- (3) 開示の実施に要する費用に相当する額
- (4) 開示の実施の方法等の申出に関する事項
(第三者に通知する事項)

第6条 条例第20条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出先
- (2) 意見書の提出期限
(電磁的記録の開示の実施の方法)

第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、警察本部情報センター(岩手県警察本部庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。)又は署情報センター(各警察署庁舎に設置されている個人情報窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、本部長が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(開示を受ける者が申出をする事項)

第8条 条例第21条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 開示を求める部分

2 条例第11条第1項の書面にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、条例第21条第2項の規定による申出とみなす。

(本人であることの証明に必要な書類)

第9条 条例第21条第4項の本人であることを証明するために必要な書類は、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として別に定めるものとする。

(開示請求等の特例)

第10条 公安委員会及び本部長は、条例第23条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第23条第2項の実施機関が定める方法は、閲覧又は口頭による開示の方法とする。

(費用負担の額)

第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第24条第2項の実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(個人情報訂正請求書)

第12条 条例第26条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求をする者の連絡先

(2) 代理人が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別

(3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに訂正請求をする者の死者との関係

2 条例第26条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第2号)によらなければならない。

(個人情報利用停止請求書)

第13条 条例第34条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求をする者の連絡先

(2) 代理人が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別

(3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに利用停止請求をする者の死者との関係

2 条例第34条第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第3号)によらなければならない。

(個人情報取扱是正申出書)

第14条 条例第42条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 是正申出をする者の連絡先

(2) 代理人が是正申出をする場合にあつては、当該申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別

(3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が是正申出をする場合にあつては、当該申出に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに是正申出をする者の死者との関係

2 条例第42条第1項の書面は、個人情報取扱是正申出書(様式第4号)によらなければならない。

(個人情報取扱是正再申出書)

第15条 条例第44条第2項において準用する条例第42条第1項の書面は、個人情報取扱是正再申出書(様式第5号)によらなければならない。

(必要な措置を講ずる出資法人)

第16条 条例第49条の実施機関として本部長が定める法人は、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターとする。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日公安委員会規則第15号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月15日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日公安委員会規則第7号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する請求書及び申出書について適用し、同日前に提出した請求書及び申出書については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に

関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年 3 月11日公安委員会規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則（以下「改正後の個人情報保護等規則」という。）別表第 2 の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第 7 号）第11条第 1 項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第 2 条第 3 号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が受理したのものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の個人情報保護等規則に定める様式は、第 2 条の規定の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の規定による改正前の岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月 2 日公安委員会規則第11号）

- 1 この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する請求書及び申出書について適用し、同日前に提出した請求書及び申出書については、なお従前の例による。

別表第 1（第11条関係）

区分		単位	金額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1 枚につき	10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
	カラー	1 枚につき	40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2 1 に掲げる以外の写し		1 枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第 2（第11条関係）

開示の実施の方法	区分	金額	
複製物の交付	1 光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき 80円	
	2 1 に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額	
紙その他これに類するものに印字し、又は大印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1 枚につき 10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
		カラー	1 枚につき 40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
	2 1 に掲げる以外の写し	1 枚につき 当該写しの作成に要する費用に相当する額	

様

郵便番号
住所又は居所
ふりがな
氏 名
連絡先（電話番号）

個人情報開示請求書

個人情報保護条例第10条第1項（第2項又は第3項）の規定に基づき、次のとおり個人情報の開示を請求します。

公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項			
開示の実施の方法		1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧（これに引き続く写しの交付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴（これに引き続く複製物の交付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付） <input type="checkbox"/> 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧（これに引き続く写しの交付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付）	
		開示を受けようとする窓口の名称	<input type="checkbox"/> 警察本部情報センター <input type="checkbox"/> () 警察署情報センター
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による請求の場合に記載）	本人の区分（代理人による請求の場合）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）	
	本人との関係（遺族による請求の場合）	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族	
	ふりがな 本人の氏名		
	本人の住所 又は居所	（郵便番号 - ） 電話番号（ ） -	

- 備考1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
 2 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を係員に提出し、又は提示してください。
 3 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 4 「開示の実施の方法」欄の記載は、請求される方の任意です。
 5 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様

郵便番号
住所又は居所
ふりがな
氏 名
連絡先（電話番号）

個人情報訂正請求書

個人情報保護条例第25条第1項（第2項）の規定に基づき、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示を受けた個人情報の内容その他訂正請求に係る個人情報を特定するに足る事項		
訂正請求の趣旨		
訂正請求の理由		
個人情報の本人の状況等(代理人又は遺族による請求の場合に記載)	本人の区分(代理人による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者(年 月 日生)
	本人との関係(遺族による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	ふりがな 本人の氏名	
	本人の住所 又は居所	(郵便番号 -) 電話番号 () -

備考1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。

2 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を係員に提出し、又は提示してください。

3 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を係員に提出し、又は提示してください。

4 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考3の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

5 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他()
備考	

様

郵便番号
住所又は居所
ふりがな
氏 名
連絡先（電話番号）

個人情報利用停止請求書

個人情報保護条例 第33条第1項（第2項）
第33条の2第1項（第2項）の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示を受けた個人情報の内容その他利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りる事項		
利用停止請求の趣旨		
利用停止請求の理由		
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による請求の場合に記載）	本人の区分（代理人による請求の場合）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）
	本人との関係（遺族による請求の場合）	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	ふりがな	本人の氏名
	本人の住所又は居所	（郵便番号 - ） 電話番号（ ） -

- 備考1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 2 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を係員に提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 4 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様

郵便番号
住所又は居所
ふりがな
氏 名
連絡先（電話番号）

個人情報取扱是正申出書

個人情報保護条例第41条第1項（第2項）の規定に基づき、次のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

公文書の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項		
是正を求める理由		
是正を求める内容		
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による申出の場合に記載）	本人の区分（代理人による申出の場合）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）
	本人との関係（遺族による申出の場合）	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	ふりがな 本人の氏名	
	本人の住所 又は居所	（郵便番号 - ） 電話番号（ ） -

- 備考1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 2 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を係員に提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が申し出る場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 4 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

申出者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
申出資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様

郵便番号
住所又は居所
ふりがな
氏 名
連絡先（電話番号）

個人情報取扱是正再申出書

個人情報保護条例第44条第1項（第2項）の規定に基づき、次のとおり個人情報の取扱いの是正の再申出をします。

是正申出に係る処理通知		年 月 日 第 号
		(是正申出に係る個人情報)
再度是正を求める理由		
再度是正を求める内容		
個人情報の 本人の 状況等（代 理人又は遺 族による申 出の場合 に記載）	本人の区分 (代理人による申出の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）
	本人との関係 (遺族による申出の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	ふりがな 本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(郵便番号 -) 電話番号 () -

- 備考1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 2 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を係員に提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が申し出の場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 4 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

申出者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
申出資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	